

とんだばやし こどもの権利 ニュース

Vol.
4

こどもの権利条例
いっしょに作ってみたい会?



令和7年7月発行

メンバーを募集中

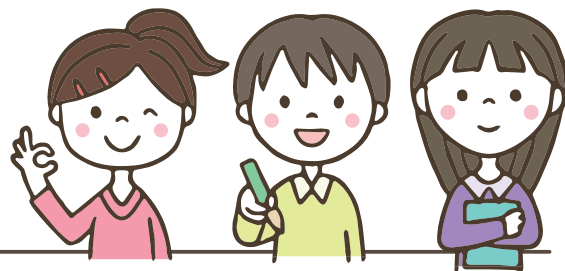
富田林市では「こどもの権利」を大切にすまにしていけるために、「こどもの権利条例」を作ろうとしています。

去年は条例を作るために、みんながアンケートやワークショップに協力してくれました。

今年の夏休みは、特別企画として、「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会?」のメンバーを募集します!

この会では、条例の前文をみんなで作ります。お菓子を食ったり、みんなでおしゃべりしながら、こどもの権利条例をいっしょに作りませんか?

みんなの参加を待ってます!



Q1 子どもの権利条約に「子どもの権利」として書かれていることは?

- ① 生きる権利 ② 育つ権利
- ③ 守られる権利 ④ 参加する権利

出典:「こどもの権利条約」クイズ 広げよう!子どもの権利条約キャンペーン



なに
何するの?

条例の前文を作るよ!

条例の前文とは、条例の「はじめに」書く文章です。前文には、「なぜ条例が作られたのか」、「どんなことを大切にしているのか」、「何をめざしているのか」などを書きます。

この会では、「こどもの想い」と「大人へのメッセージ」を考えて、前文を作るよ!



どうやって作るの?

グループで話し合っ作るよ!

みんなで一緒に、こどもの権利や条例について学んだり、グループで話し合ったりしながら作ります。

お菓子を食べながら、楽しくみんなで作るよ!



作った後はどうするの?

みんなで発表会をするよ!

2025年12月ごろに実施するイベントで、みんなが作った前文を発表します。

だれが参加できるの?

小学4年生から高校3年生

友達といっしょに参加も大歓迎!



いつ、どこで参加できるの?

夏休みに開催するよ!

	開催日	場所	時間
第1回	7/28 (月)	Topic	10時~12時
第2回	7/31 (木)	Topic	
第3回	8/4 (月)	Topic	
第4回	8/7 (木)	TONPAL	
第5回	11/30 (日)	Topic	



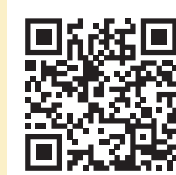
参加者プレゼント

QUOカード500円分を
プレゼントするよ(毎回)!

開催日、場所や内容の詳細は市ウェブサイトを確認してね!



もうしこみ
申込はどうしたらいいの?



申込はこちら

申込期間は6/16(月)~7/18(金)
申込多数の場合は抽選になります。



お問い合わせ先

富田林市 とも未来部 こども政策課
TEL: 0721-25-1000 (内線 291)

FAX: 0721-24-8976

MAIL: k-seisaku@city.tondabayashi.lg.jp

こどもの権利条例をもっと知りたい方はこちら

